

J A M 政策NEWS

2003年5月30日 第2003-39号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

労働法制改悪反対 5.29 中央総決起集会

3000人が参加

5月29日18時30分より、東京・日比谷野外音楽堂で、連合は「労働法制改悪反対 5.29 中央総決起集会」を開催しました。集会では、「抜本修正がなければ、廃案に持ち込む！！」という各政党代表の力強い決意表明を受け、連合構成組織が一体となり、抜本修正を勝ち取るために最後まであきらめずに訴え続けていくことを確認しました。また集会終了後、国会請願デモを行いました。

5.30 緊急集会

労基法改正法案は、審議の山場を迎えています。衆議院厚生労働委員会では、民主党はじめ野党議員が、法案の抜本修正に向けて質疑に立っていますが、坂口厚生労働大臣からの確かな答弁を得ることができません。大臣は法案の内容を十分理解せず、この改正法案は戦後の労働史上、大問題の改正であるということを認識していません。

5月30日、12時30分より、衆議院・議員面会所で、連合・5.30 衆議院議面緊急集会が開催されました。この集会には厚生労働委員会筆頭理事の鍵田議員、民主党・城島議員、山井議員、社民党・金子議員が駆けつけ、「この一連の流れは、まさに弱肉強食、労働の分野に市場原理を入れようとしている。この流れを絶対にくい止めなければならない。現在審議は山場を迎え、与党より修正協議の申し入れがあった。我々は

5.30 衆議院議面緊急集会

法案を抜本修正するために、最後まで気を抜かずがんばる。」と延べ午後の審議へ向いました。

こんな議員にはまかせておけない！！

5月30日午前中、厚生労働委員会では審議の途中、与党委員27名中4名しか出席していない状態になり、17分間審議が中断しました。まじめに審議をせず、採決だけ出席するような者たちに、政権を握られては、私たちの生活は真っ暗です。私たちの政策・制度要求を実現するために、早急に政権交代を求めていかなければなりません。

< 労基法改正法案おさらい >

「使用者は労働者を解雇できる。ただし客観的に合理的理由のない解雇は無効」という条文を労働基準法に新設しようとしています。この文章では、解雇は原則として自由と読まれかねません。

有期労働契約の上限は原則1年・例外3年(一部の高度な専門職等)となっています。改正法案ではこれを原則3年・例外5年に延長するとしています。これは若年定年制や常用雇用の代替をもたらす、不安定雇用労働者を増やします。

裁量労働制には、専門業務型と企画業務型があります。改正法案は企画業務型の適用範囲や手続きを緩和して、使い勝手をよくしようとしています。企画業務型裁量労働は、不払い残業の合法化に使われるおそれがあります。

労働分野の規制緩和はNO！！